

名古屋市教育委員会定例会

令和 6 年 3 月 22 日

午前10時00分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
(第31号議案)
- 日程 2 公所と称する規則等の一部を改正する規則案について (第32号議案)
- 日程 3 名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則案について
(第33号議案)
- 日程 4 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について (第34号議案)
- 日程 5 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について (第35号議案)
- 日程 6 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について
(第36号議案)
- 日程 7 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
(第37号議案)
- 日程 8 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について (第38号議案)
- 日程 9 名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について (第39号議案)
- 日程10 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について
(第40号議案)
- 日第11 名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について
(第41号議案)
- 日程12 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
(第42号議案)
- 日程13 名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について
(第43号議案)
- 日程14 名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について
(第44号議案)
- 日程15 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について (第45号議案)
- 日程16 第 4 期名古屋市教育振興基本計画について (第46号議案)

- 日程17 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について（あおなみ小学校）（第47号議案）
- 日程18 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について（上志段味中学校）（第48号議案）
- 日程19 名古屋市学校における働き方改革プランの策定について
（第49号議案）
- 日程20 名古屋市社会教育委員の委嘱について（第50号議案）
- 日程21 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について
（第51号議案）
- 日程22 名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について（第52号議案）

出席者

坪 田 知 広 教育長
西 淵 茂 男 委 員
鎌 田 敏 行 委 員
中 谷 素 之 委 員
栗 生 万 琴 委 員
山 本 久 美 委 員

教育次長始め、事務局員38名 ※傍聴者2名

（坪田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、本日の議事運営についてお諮りいたします。

日程第20「名古屋市社会教育委員の委嘱について」、日程第21「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」、日程第22「名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第2号「附属機関等の委員の任命又は委嘱に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても、日程第20から日程第22については非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（坪田教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、日程第1から日程第15まで、すなわち「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」から「名古屋市文化財の保存及

び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について」まで、以上15件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小川総務課長)

では、日程第1から第15までは教育委員会規則の改正でございます。

まず、日程第1から第5まで、これは令和6年度の組織改正に伴うものでございます。

日程第1、第31号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。名古屋市教育委員会事務局規則は、教育委員会に置く事務局の組織の名称と所掌事務等を定める規則でございます。この改正は、2月定例会においてお示ししました令和6年度の教育委員会事務局の組織改正に伴い、規定を整備するとともに、組織の最小単位拡大等に係る制度改正に伴う組織名称の変更に対応するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

続きまして日程第2、第32号議案「公所と称する規則等の一部を改正する規則案について」をご説明します。名古屋市子ども適応相談センター条例の一部改正及び組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴いまして、組織名称の変更等が生じるため、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第3、第33号議案「名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則案について」をご説明します。こちらも組織の最小単位の拡大に係る制度改正に伴い、組織名称の変更が生じるため、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第4、第34号議案「名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。組織の最小単位の拡大等に係る制度改正のほか、係員と係長の間に新たな任用段階として、主任級を設置することに伴い、主任級の補職名を定めるなど、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第5、第35号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。高等学校教育課に所属する職員の勤務時間の特例等を定めるとともに、組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴う組織名称変更に対応するため、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第6から第12までは学校に関する規則改正でございます。

日程第6、第36号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」をご説明します。名古屋商業高等学校の学科の廃止及び桜台高等学校等の学級数の変動に伴い、生徒定員の変更等を行うものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第7、第37号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」をご説明します。若宮高等特別支援学校の新設及び西特別支援学校等の高等部における学級数の変更に伴い、生徒定員の変更等を行うものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第8、第38号議案「名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。令和6年度及び7年度に一部の学校において、共同学校事務室を試行導入するとともに、令和7年度に夜間中学を設置することに伴い、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第9、第39号議案名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。共同学校事務室に、共同学校事務室長等を配置するとともに、組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴う組織名称の変更に対応するため、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第10、第40号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。本市指定金融機関の公金取扱手数料が有料化されることに伴い、就学援助の支払いについて、手数料の最小化、及び会計手続の効率化を図るものでございます。施行期日は令和6年9月1日でございます。

日程第11、第41号議案「名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。学校施設の目的外使用において、体育館の冷暖房の使用から冷暖房の使用に係る料金を徴収するため、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第12、第42号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。スポーツ開放、地域スポーツセンター事業において、3点の改正を行うものでございます。

1点目は、守山西中学校の開放施設について、武道場を追加いたします。2点目は豊正中学校の運動場の夜間開放について、従来は4月から10月のみ開放していたところ、年間を通じて開放することといたします。3点目は、冷暖房の使用を希望する体育館の占有使用者から、冷暖房の使用に係る料金を徴収することとします。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第13、第43号議案「名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。教育委員会規則等の公布手続きを原則として、市役所の掲示板での掲示から名古屋市公報への掲載に改めるため、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年10月1日でございます。

日程第14、第44号議案「名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について」をご説明します。観覧料等の減免の対象者として、指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

日程第15、第45号議案「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正により、無形民俗文化財の登録制度が創設されること等に伴い、規定を整備するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上15件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

(鎌田委員)

日程第9に共同学校事務室という文言があるんですけど、この意味を教えてください。

(勝田教務部主幹)

共同学校事務室の件につきまして、現状、学校の方には事務職員が原則各校1人配置されているんですけども、それを7校の学校の事務職員が共同で事務処理をするというところで、事務の効率化、適正化、人材育成といったことに、資するような取り組みをしていきたいと、そういったものでございます。

(西淵委員)

日程10なんですけれども、就学援助事務の一部改正のところで、これって現在も校長が会計管理者になっていて、そこが出すということで、いわゆる校長の事務負担というのが増えるのか、増えないのかっていうことをちょっと教えていただきたいんですが。

(津田学事課長)

就学援助の公金手数料の関係で、来年度から有料化ということになったところでございますが、それに伴って学校長の方の事務に何らかの影響があるのかというお尋ねでございますけど、その部分につきましては、現状といたしましても、いわゆる公金の方から、教育委員会に対しての口座を経由して、保護者の方々に支給するという形をとっているところでございます。

今後につきましては、公金の方から直接保護者の方に振込がなされるという形になりまして、その中において何らかの事務が発生するかということ、現状においても学校において事務が発生している訳ではないので、今後においても発生しないということになります。

(鎌田委員)

日程第7ですけれども、全日制の高校全部定員が増えてるんですけども、特別支援学級の方は減っているんですね。まず、これだけ生徒数がそれだけ増えてきてるという理解でよろしいですか。

(濱田指導部主幹)

既存の4つの特別支援学校高等部につきましては、微増をしている状況でございます。来年度から若宮高等特別支援学校が開校いたしますので、ここで5学級増になります。結果的にこの5学級増の部分がですね、既存の4特別支援学校の入学者に影響を与えまして、既存の学校については、高等部プラスマイナスゼロという状況でございます。

(鎌田委員)

特別支援学校の生徒さんは、普通のこの全日制の普通科と違っていうところと違うわけですね。普通科の方が枠が増えていて、特支の方が減ってるということで、もう一度ご説明いただけますか。それだけ普通科受ける人の数がどんどん生徒さんが増えていてということであれば、それから特別支援を必要とする生徒さんの数が減っているっていうのは分かるんですけど、そういうことなんですか。そうでなければこうやって学級を増やしませんよね。

(濱田指導部主幹)

特別支援学校の高等部につきましては、知的障害がある子が入学条件となっております。高等学校の全日制については、知的障害のある方が在籍するケースは非常に少ないものですから、影響があるということではないと認識をしているところでございます。

(鎌田委員)

いや私の質問は非常に簡単でですね、要は全日制の生徒さんの数が増えてるんですねと。

(大坪総務部長)

ちょっと担当者参りますので少しお待ちいただけますか。高等学校の担当者が今入っておらんので、すみません。

(久木田指導部主幹)

高等学校の増加分につきましては、学級増に伴う増加分を示しております。

(坪田教育長)

なぜ学級増したのかっていう。

(鎌田委員)

生徒数の総数が、それだけ増えてるんですか。あるいは、全体が変わってないのに中のやりくりでということですか。

(久木田指導部主幹)

学級増していますので、その分だけ生徒の数は増えてます。

(西淵委員)

名古屋商業の学科を無くしたから、その分だけを割り戻してるんじゃないんですか。

(久木田指導部主幹)

名古屋商業につきましては、学科変更によって科名が変更したのみですので、生徒数は変わっておりません。

(西淵委員)

そうしたら全体が増えたということですね。

(久木田指導部主幹)

そうです。他の普通科高校については学級増がありますのでその分が増えています。

(坪田教育長)

名古屋市の15歳人口が増えたっていうことも言える訳ですか。

(久木田指導部主幹)

全体で見まして、このところは少し増えているところがあります。

(坪田教育長)

県立と私立と按分してるとは思いますけど、それやっとうえでも増えているんですか。

(久木田指導部主幹)

そうでございます。

(坪田教育長)

あとさっき特支の学級数の説明されたんで、そもそも仕組み自体がちょっと違うので分かりにくいと思うんですけど、学級数の規模からちょっと説明ちゃんとした方がいいんじゃないですか。40人学級ではないですよ。その説明が抜けてた感じがするので、もう1回お願いします。

(濱田指導部主幹)

特別支援学校高等部普通科につきましては、特別支援学校の設置基準によりまして1学級8人までということで設定がされています。そして、8人×学級数ということで、定員が設定されているところでございます。これにつきましては中学校3年生、あるいは中学部3年生の進路希望調査に基づきまして、それぞれ各校に何人通う見込みかということをも算定しまして、推計しまして、それに基づいて学級数を設定しており、全員入っていただくということで進めているところでございます。

(鎌田委員)

細かいことであれなんですけど、8人学級×クラス数でいくのであれば、一番上の西のところは153人、これ定員ですから、定員というのは8×いくつという倍数になるんじゃないですか。細かいことの資料の説明はいいんですけど。

(濱田指導部主幹)

大変失礼いたしました。説明が不足しておりました。通常の学級につきましては、8人×学級数ということになるのですが、実は重複学級という知的障害と、例えば肢体不自由とかですね、重複障がいのある方については、3人で1クラスということになります。これらを合算しまして定員とさせていただいているところでございます。

(中谷委員)

日程第2のところの名古屋市子ども適応相談センターに関わる名称変更と、それに関わる規定の改正のことについてなんですが、子ども適応相談センターというのが適応というのと相談ということで、ちょっとやっぱり印象が古いように思いますので、支援するっていう姿勢があらわれる名称というのは良いことなのかなというふうに思います。

一方で子どもって、その適応であるとか、教育相談であるとかっていうことは、慣れ親しんだ学校や地域や市民にとっても慣れ親しんだ名称ですので、その教育支援っていうふうに変えることで、よりその業務内容がですね明確に伝わるような、機会にするほうがいいんじゃないかというふうに思うんですね。

特に適応指導部が教育支援部に名称が変わるということは別の議案であると

と思いますが、こちらの方は不登校支援のホームページを見ると書いてあるんですね。一方で、教育支援部の方は当然学習指導が第一で、それに関わる基本的に学習や適応の支援をやっていくような広範なものも入って、特に総合支援であるとか教育相談に関わるところを行っていくんだっていうその住み分けというか、ちゃんと業務内容がこの部分で、こういうことやるんだっていう発信についてどういうふうにお考えでしょうかということですね。ホームページなんか見ますとちょっとどうしても作ってから時間も経っていますし、これを機会にどうやって発信して、市民にその内容を伝えていくのかというのを名称変更を機会にして、お考えがあればということでございます。

（河村子ども適応相談センター所長）

我々、この4月に名前を子ども適応相談センターから教育支援センターに変えさせていただくんですが、今まではなごやフレンドリーナウという名称を子どもたちにやわらかい言葉でということを使っておりました。こちらの方は変える予定はなく、表に出していこうと考えております。まず、事業内容は変わりませんので、そちらの方で引き続き市民には変わらない施設であるということとは伝わっていると考えています。

（中谷委員）

一貫性があるという意味ではいいんですが、名称が変わって改めての役割を発信するっていう部分についてはどういうふうにお考えかということですね。ぜひ積極的にされるといいんじゃないでしょうかという。

（河村子ども適応相談センター所長）

まず、ホームページを見ていただきますと、そういった内容が記されるようになっております。それから、新しく大曽根サテライトもできますので、4施設合わせて紹介できるようなリーフをご用意をしております、そちらの方を見ていただきますと、うちの施設がどういったところか分かりやすく説明はしてあるところです。

（中谷委員）

ホームページ見て、ちょっとコメントさせていただいたんですけども。やっぱり、子どもの登校に悩んだり教育に悩んだりされる親からすると、非常に事務的な印象があるかなというふうに思うので。こちら見てください、こちらの方で相談を受けますからっていうだけでは、やっぱり十分伝わらないと思うんです。機会を設けていますよっていうだけになってしまうので、リーフレットなりなんなりで、もうちょっと積極的に情報を、こういう人がいてとかですねもうちょっと親しみを持てるように、そうであっても学校に負い目があった

り、抵抗感があったりする敏感なところが今状況としてあると思うので、ぜひそういうリーフレットがあるなら、あるいは大曽根サテライトができるなら、ぜひ発信っていうところを、学校やその親御さんに、伝えられるようにしていただくのがいいんじゃないかという希望です。

（河村子ども適応相談センター所長）

ありがとうございます。まず、保護者目線で見た時にそういった内容が伝わるようにということでホームページの工夫はしていきたいと思います。

また、これまで各学校のスクールカウンセラー、それから様々な医者、病院それからクリニック等で、我々の施設が存在が認識されてきておりまして、そちらの方に関わった子どもと保護者にですね、紹介をしていただいております。そこで、我々の施設はこういった事業をしていますよということが、やっぱりきちっと子どもや保護者に伝わっておりますので、通所者数が増加していると考えております。

（中谷委員）

限られた私の知っているお話というかそういう中でも、やっぱりこのところを頼りにして相談を持ちかけたけれども、なかなか待ちが多くていけないとかですね、あるいはそこで紹介された先生と相性があんまり合わなかった。そういうことも事実あると思うので、そういうことについては、こちらとしては受けとめているし、やっぱり全部うまくいくっていうよりは、そういう姿勢があるっていうことをちゃんとリーフレットのホームページに示していただくっていうことが必要だと思うんです。

なので、この上手くいってるとこはもちろんいいんですけど、そうじゃないケースだって当然ある訳ですから、それにあまり臆せずに、むしろ積極的にこういう姿勢でいってますっていうことを伝える方が実際に口コミで信頼ができるってのが一番いいと思うので、ぜひ進めていただければと。

（河村子ども適応相談センター所長）

ありがとうございます。先ほど同じ回答になりますけども、ホームページを工夫することにより、今委員さんおっしゃってくださったご意見を反映していきたいと思います。

（坪田教育長）

私から関連で、これまでと変わりません、さらに、第3サテライトを作りましたので充実しますっていうことをどんどん発信していただくっていうことと。後、これ名前変えただけじゃなくて、スタンスがちゃんと変わりましたってことも合わせて発信しないと。変わりませんだけじゃなくて、教育機会確保法が

28年度にできて、29年4月に、多くの自治体でもないかもしれないけど、適応という言葉を外して、教育支援センターにしていた。でも、名古屋は今ここへ来てっていうことなんですね。だから、長年名古屋はこの適応っていうことにこだわりがあるのかなあと、国からなどは見ていたんですけども。

今回、この学校に適応できないのが良くないという、これまでのメッセージがあったことと、学校に復帰させることのみを目的とするということは、もう教育機会確保法によって少しチェンジされた訳なんで、ようやくそれを反映したことによって、より相談しやすくなるとか、多様な子どもに対応できるようになるっていうそういうことが広がったっていう意味で、間口が広がったって意味で受けとめてもらいつつ、相談を充実して、また必要があれば相談体制もさらにニーズがあれば拡大していくので、そういう気持ちがあるんだってことがちょっと滲み出た発信をしないと、なんか来てくださいとかやってることは何かあまり変わりませんか。学校になんか復帰させることのみ適応指導がいまだに続くとかないと、またちょっと違うのかなっていう子どもが増えてしまうので、その辺はちょっとうまく留意しながら、発信していただきたいと思います。

(河村子ども適応相談センター所長)

わかりました。

(大川新しい学校づくり推進部長)

今、中谷委員並びに教育長からご指摘いただいたんですけども、まさにそのとおりだと受けとめております。先だっつの予算委員会でもですね、議会の方からも不登校施策全般について、以前から情報発信の仕方、それから教育機会確保法を踏まえたものになかなか伝わっていないんじゃないかというご指摘を受けておりました。

それを、年度途中で不登校施策につきましては、ホームページを少しリニューアルをしまして、教育機会確保法の考えをもとに、こちらも不登校施策を進めていきますということを明確に打ち出しておりますので、それに沿った形で、当然進めていくと考えております。

それから、予算を認めていただきました中で、来年度、年度が改まりましてすぐに、今の不登校支援の方策を継承発展させた次の施策について、有識者等会議を行って、選定をしていくことで話し合っていくことになります。

その中で、当然教育支援センターのあり方、機能強化ということも話題に上って参りますし、それから情報発信、保護者への支援ということも、大きなテーマになってきますので、そういうことを踏まえて、その中でホームページ等、あるいはリーフレット等を使って、市民あるいは保護者、児童生徒にわかりやすく発信していくっていうことが大きなテーマになってきますので、今の

ことを踏まえまして、教育支援センターの情報発信、それから不登校施策全般の発信につきましても、工夫をしていきたいと考えております。

(中谷委員)

ありがとうございます。確かにサイトに入ったら、お悩みの皆様へっていうメッセージがあったりとか、そういう具体的にあったところなのかなというふうに思うんですが、去年の末に更新されている。

ただ、やっぱり子どもや親から見た一般的なサイトとしたら、すごくちょっとこう無味乾燥というか、若干テキストベースっていうか、そういうふうにはなりがちなので、やっぱりリーフレットであるとか、そういうふうにはさらに世の中が見ているものが何であるかっていう、世の中の一次情報に合わせる感覚は大事なのかなというふうに思いまして。それは、私はその地方の教育委員会だけじゃなくて、文科省に対しても私は思うんですね、国の指導要領のような大事なものが、誰しもが一言でわかって、子ども六法のように、ぱっと見て子どもにもわかるっていうのは、本来はすべきだと思うんです。

だけど、それが非常に複雑なテキストベースの説明になっているっていうのは、やっぱり不親切さ、学校は私たちが教えるんだからいいんだっていう、大人主体の目線が現れてると思うんですね。それを変えていくなら、こちらからの情報発信自体を子どもが見てわかる、受益者が見てわかるというふうにしていかなくてはいけないんだろうなど。別に阿る意味ではなく、対象なんだから、相手に理解してもらわないといけないんですよという、これ対話の姿勢なので、それは私も高等教育の研究者なので、よく思うところなので、共通の課題認識として、考えておきたいなというふうに思いますしそれを期待しているというそういう意味です。

(坪田教育長)

それでは、特に他に意見もないようですので、日程第1「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」から、「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について」まで、以上15件につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認めそのように取り扱わせていただきます。

引き続き日程第16に移りますので、職員の入替えをお願いします。

次に、日程第16「第4期名古屋市教育振興基本計画について」を議題としま

すので事務局の説明をお願いします。

(東海林企画経理課長)

それでは、第46号議案「第4期名古屋市教育振興基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

「1 計画の概要」でございます。「(1) 策定の趣旨・位置づけ」にありますとおり、この計画は教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるものでございまして、令和5年9月に公表いたしました、本市が目指す子ども中心の学びの考え方を明確にした「ナゴヤ学びのコンパス」で描く、実現したい市民の姿を目指したい子どもの姿を具現化するための方策として策定いたします。

「(2) 計画期間」は令和6年度から令和10年度までの5年間でございます。

「(3) 計画の体系」としましては、「ナゴヤ学びのコンパス」の考え方に基づきまして、5つの基本的方向とその実現を図るための20の施策により、具体的かつ体系的な方策を定めるとともに、施策にぶら下がる77の事業を登載しております。

「2 計画案」でございます。お手元にカラーの冊子で計画案をご用意しておりますので、後程ご説明させていただきます。

「3 パブリックコメント結果」でございます。令和6年1月18日から2月16日まで意見を募集しましたところ、12人の方から43件のご意見を頂戴したところでございます。

最後に、「4 表紙イラスト」でございます。パブリックコメント実施期間におきまして、市立工芸高等学校デザイン科の生徒さんが作成されました、表紙イラスト5作品の中から、市立学校のお子さん、市民の皆さま及び職員による投票を実施しました結果、工芸高校2年生の服部めぐみさんの作品が選ばれましたので、この作品を表紙イラストに決定したところでございます。

では、お手元の第4期名古屋市教育振興基本計画案、コンパスぷらんと書かれました、カラーの冊子をご覧ください。

委員の皆さま方には、12月定例会におきまして、事務局の案をお示しさせていただいたところでございます。その後ですね、昨年12月21日に、教育子ども委員会における所管事務調査で議会に対して説明をするとともに、パブリックコメントを実施いたしました。ここでいただきましたご意見などを踏まえまして、最終的な計画案として取りまとめたところでございます。計画の詳細につきましましては、後程ゆっくりご覧いただくことといたしまして、ここでは12月にお示しをした案からの主な変更点を中心にご説明いたします。

まず、表紙ですが、先ほどご説明しましたとおり、投票によって選ばれた作品を表紙のカバーイラストとして採用いたしております。表紙をおめくりください。右側のページに表紙イラストの作品に対する作者のコメントを掲載いた

しております。全部で5つの候補作品があったんですが、表紙に採用されなかった4つの候補作品についても、計画冊子の中にすべて掲載いたしております。

次のページをお願いいたします。通常ですと冒頭のはじめに目次など計画の導入部分がくる訳なんですけど、今回、目次の前にまず巻頭対談記事というものを入れました。「～未来を見据えた名古屋の教育とは～」と題しまして、独立行政法人教職員支援機構の理事長であり、「ナゴヤ学びのコンパス」の策定にあたりまして、大変ご尽力いただきました荒瀬克己氏と教育長との対談を、4ページに渡って掲載しまして、これからの名古屋が目指していくべき教育の在り方や方向性について、大いに語っていただきました。

2ページほどめくっていただきまして、目次のページが出て参ります。見開きで目次となっております、右側のページをご覧くださいますと、第4章の次に資料編というものを新たに追加いたしました。意見聴取等の実施状況ですとか、策定の経過、索引に加えまして、事業と再掲事業が一覧でわかるよう事業名一覧を掲載いたしました。

では、次に第4章に掲載されている、各施策における主な変更点でございます。まず、成果指標に関しましては、現状値について時点の更新を行っております。その結果、目標値の見直しが必要なものもありましたので、適宜見直しをいたしております。また、これまでいただいたご意見などを踏まえまして、事業について改めて整理をしまして、再掲事業を追加するなどいたしております。なお、事業を所管する部署の名称につきましては、令和6年度の組織名称に改めております。

では、少し飛んでいただきまして、35ページをお願いいたします。基本的方向Ⅰの施策1でございますけども、12月の定例会におきまして、中谷委員からアイデアをいただきましたので、ナゴヤスクールイノベーション事業の紹介コラムの中に、2次元コードいわゆるQRコードを掲載いたしております。このページの他にも48ページのキャリア教育ですとか、68ページのなごや子ども応援委員会、この他にも社会教育施設等につきましても2次元コードを適宜掲載しまして、ウェブサイトへアクセスしやすくすることで、教育委員会の施策事業をより知っていただくきっかけになるよう工夫をいたしております。

また、最終的に正式の冊子として発行する際には、第3期の計画にもあるんですが、この端の方にありますこのQRコードっぽいものですね。これ音声コードなんですけども、音声コードとその音声コードがどこにあるかを示す穴ですね、これをつけたうえで冊子として完成をさせます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご質問ご意見があればお願いいたします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。大変充実した細部の豊富な資料で、併せてこちらの冊子も今回覧させていただいているんですけども、こちらの方の説明をいただいてもよろしいですか。

(東海林企画経理課長)

この第4期の教育振興基本計画ですが、ページ数にしますと140ページを超える非常に分厚い冊子になりますので、それをコンパクトにまとめたパンフレットの発行も同時に予定いたしております。観音開きになっていまして、開きますとこのコンパスぷらんのですね、概念図と、後は基本的方向ごとにまとめた施策の簡単な紹介をさせていただいております。

また、中面にはですね、コンパスぷらんの基本的なアウトライン、計画の関係性、名古屋市の教育を取り巻く状況、こういったものが整理させていただいております。

最後のページには、計画の進行管理をこういうふうにやっていきますということを説明させていただきまして、QRコードをつけることによって、これでデジタルに見ることができるということで、ご案内をさせていただいているところでございます。

(中谷委員)

この本体の冊子とこちらのリーフレットの配布というか周知というか、そういうことは、どういうふうなことをお考えでいるのかという、教育振興基本計画を超えた市の基本的方針の周知ってことで随分大事な意味があると思うので、その周知方法について伺いたいんですが。

(東海林企画経理課長)

この計画につきましては、基本的には教育委員会の関連する施設すべてに配架をする形になりますし、学校さんにもすべて配らせていただくような形を考えております。

また、保護者の方に対して、どうやって周知をしていくのかっていうところも大事なかなというふうに思っております。今、保護者の方にダイレクトに周知をする方法について検討しておるところでございますけれども、例えば、学校から保護者さんへ連絡する連絡ツールっていうものが、きずなネットのようなものがある訳でございますけれども、そういった連絡ツールなどを用いまして、冊子ですとなかなかそのデータ量も多いものですから、この概要版のデータなどをデータとして配信するような形で、すべての保護者の方に届くような形で、広報していきたいなというふうに考えているところでございます。

あと、生涯学習課において、保護者向けに親学パンフレットっていうものを

配布しておりまして、今年の6月ごろに発行されるそうですが、その中で「ナゴヤ学びのコンパス」そのものが、親学パンフレットの中で紹介をされるというふうに伺っておりますので、その記事の中に少し片隅をいただいて、教育振興基本計画を策定しましたということについても、併せてお知らせをしていきたいなと思っているところでございます。

そういったタイミングで、保護者の方にデータなどを配信していけると、見ていただきやすくなるのかなというふうにはそんなふうに考えております。

(中谷委員)

ありがとうございます。QRコードを使って、時代というか今では当然のことだと思いますが、そういう資料を豊富に発信していただくのは大事なかなというふうに思いますし、子ども中心の学びとこういうふうに謳う以上は、学校であるとか保護者がそういう目線で、それが大事なんだ個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実というのを名古屋市はこう考えているんだっていうことの発信にきちんとなるようにっていうことと、それと、結局これを謳った以上は学校のやっぱり先生方や管理職の方が、我が校ではどういうふう to これを実際に現実にしていこうかということになると、学校への周知をぜひ、重視すべきかなあと。そのうえでは、このやっぱりパンフレット、リーフレットなりを掲示していただくような形で、なので、こちらを見開きにしてその時にQRコードを保護者の方が来たら入れるような形でっていうふうな掲示法までイメージして、よく学校であるプリントがあったら保健室の前とかに貼ってあってとか、学校の方へ修学旅行の写真が貼ってあって、しばらくするともう黄ばんで来てみたいな感じじゃなくって、ずっとこう見れるような形で、その配布まで考えて、ケースなりまで併せて配布するような形でQRコードもちゃんと目立つところに置いてっていうことが大事なかなと思います。

具体的というか細かなことですが、この「コンパスぷらん」と「ナゴヤ学びのコンパス」というところですね、こちらの方にもあるかもしれませんが、少し位置付けが分かりづらいようにも思うので、この学びのコンパスを基にした「コンパスぷらん」なんだっていうのわかるようなちょっところ、枠で囲うとか、何かもうちょっところと区別ができるといいかなあと思いました。

もう1つは、その周りにある整合尊重参酌が、特に参酌はこれちょっところと難しいかなということですね。なのでこれも、保護者に向けてならば、参考というところとあれですかね、英語で言うとコンシダレーションなのかと思いますけど、もうちょっところと伝わりやすいものにするのがいいのかなというふうに思いました。

そういうところでちょっところと大きな話で、ぜひうまくいくように良い広報ができればいいというふうに思っておりますので、ぜひご検討をお願いします。

(東海林企画経理課長)

今パンフレットのこの、特に中面ですね、学校に掲示したらどうかっていうことを、委員の方からアイデアとしていただきましたので、このパンフレットそのものを掲示していただくか、あるいはこれを例えばポスターのようなものにして、今QRコードを付けたらどうかってことをおっしゃっていただいて、確かにそのとおりだなというふうに思いましたので、ちょっと少しそこはですね、現時点では予定をしておらなかったんですが、今そういったアイデアをいただきましたので、少し検討させていただきたいと思います。

(中谷委員)

国の指針として令和答申でこちらに向かうということがある訳なので、それを先取りというか、名古屋市的に解釈して実現していくっていうなんか、もう間違いないブレない方向があるわけなので。その周知を徹底して、主体と言ってもいろんな主体があると思いますので、その工夫をしていただけるように先生方管理職の皆さんに何ていうか、丁寧にかつ納得のいく、説明発信ができることをちょっと願いたいなというふうに思っているところです。

(西淵委員)

これ何回もこう見せていただいております、中身のことはあれなんですけど、市工芸の子達ですかね、大変素敵なイラストをいっぱい書いてくださっているんですけども。この子達ってこういうのに応募するから書いてねっていうことで、出してきたんだけど。すごい良いものなので、その子達の権利みたいなものと、権利はそういうふうで教育委員会の応募作品だからってなった時に、やっぱり何か褒めてあげるっていうっていうかなんて言うんですかね、教育委員会として、ということがもっとあっていいんじゃないかなっていうこと思うんですけど。

それから、KDOっていうのが入ってるじゃないですか。これは工芸高校のこのデザイン部という意味合いですかね。商標なんですかこれ。

(東海林企画経理課長)

表紙1枚はねていただきますと、KDOの説明がございまして、「K O G E I D E S I G N O F F I C E」ということで、高校生がデザイナーとなったデザイン事務所のようなものということで、教育委員会のみならず、色んなところがこのKDOに対して、イラストの作成などをお願いしているところでございます。

高校生ができる地域創生、あるいは地域活性化できるような取り組みということで、工芸高校さんで独自にやっけていただいているというものでございます。

(西淵委員)

前半部分の答えもないんだけど、KDOというのは、NPOになるんですか。何なんでしょう。

(久木田指導部主幹)

KDOというのは工芸高校独自の取り組みでございまして、生徒の有志が集まって、授業外にはなりますけれども、工芸高校は7学科ありますので、7学科の授業で学んだことを、外部の方からの依頼を受けたものを作成するような、自主活動の名称を「K O G E I D E S I G N O F F I C E」と呼んでいます。

例えばこれまでですと、近隣の小学校に木製の下駄箱を作ってプレゼントしたり、あるいは警察や市役所も区役所もそうですが、啓発のポスターを頼まれて作成したりとか、あるいは市立幼稚園のホームページを委託を受けて、情報科の生徒が作ったりということで、それぞれの科の特性を生かしてやっているような事業でございます。

(西淵委員)

わかりました。とても良いことなんですけど、やっぱり今こういうロゴとか使うと権利関係もあるもんですから、そこを一遍きちっと整理しといた方がいいかなって思います。権利関係含めて。ほんわかそのままで行くと、いけないことも起こるんじゃないかと思いますので。

(坪田教育長)

曖昧にはしない方がいいですね。

(西淵委員)

きちっと整理したほうが良いかなと思います。作品を応募してくれるならしてくれるで、応募なのでこれ使うからと、そのために書いてもらっているの、その子たちに何らかきちっと褒めてあげる、教育委員会として認めてあげるっていうことが必要かなと思いました。

(東海林企画経理課長)

委員のおっしゃるとおりだと思いますので、検討させていただきます。

(坪田教育長)

栗生さんデザインも含めて何かございますか。

(栗生委員)

デザイン非常にわかりやすく良いと思います。ちょっと残念だったのは、教育D Xの推進っていうところがちょっと薄かったりしたので、今後かなと。

先日、たまたま教員の方々がなごのキャンパスにこられる機会がありまして、天神山中学校の中学校1年生120名をなごのキャンパスで受け入れさせていただいた時に、先生方ともお話ししたんですけども。先生方も働き方、D Xっていうところはまだまだなんだなというところもありましたので、お子さまのD Xに併せて、そういった皆さまのデジタル活用が本当に働き方の軽減になればいいなというふうにちょっと思いましたっていうことで。

このイラストについては素晴らしいと思いますし、西淵委員がおっしゃったように表彰とか、あと何か市民との接点を持つみたいところで、表彰されるのは良いと思います。以上です。

(坪田教育長)

ありがとうございます。学校D X推進課想いがあれば。

(福井学校D X推進課首席指導主事)

D Xが薄いというご意見をいただきましたが、一応施策として19、20ということで掲げさせていただいておりまして、7年度にネットワークの再構築や、8年度にはG I G Aの方でのタブレットの更新に控えておりまして、こちらにつきまして、またさらに充実していけるように検討を重ねて参りたいと思っております。

(栗生委員)

はい。ありがとうございます。

名古屋市総合計画の方でも、D Xの内容の見直しみたいのところとか、関わらせていただいている、世の中の的には運転免許証とマイナンバーカードを一体化するという動きに加えて、ちょっと名古屋市の方が進んでないとか色んな側面で、名古屋市の全体のデジタル化みたいところが全国的にも注目されているところなので、まずは教育現場からでも、革新的なことであればいいなと思って期待を込めてコメントさせていただきました。ありがとうございます。

(坪田教育長)

ありがとうございます。ハードだけじゃなくて、何がこの業務でできるようになるかっていうことが、具体的イメージが持たれないと単なるネットワークとハードみたいな話になっちゃうんで、ぜひ子どもたちのために何かの業務で新たにできるようになるか、迅速化できるかってことをまた検討していただければと。

それでは、他にご意見もないようですので、日程第16「第4期名古屋市教育振興基本計画について」につきましては、原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

引き続き日程第17に移りますので、職員の入れ替えをお願いします。

では、日程第17「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(鈴木総務部主幹)

第47号議案は、小学校の通学区域の設定と中学校の通学区域の変更につきましてご審議いただくものでございます。

この件は、稲永小学校と野跡小学校の統合によって、新しく開校するあおなみ小学校の通学区域を設定し、これに伴って、港南中学校の通学区域を変更するものでございます。

参考図をご覧ください。現在の稲永小学校の野跡小学校の通学区域を合わせたものを新たにあおなみ小学校の通学区域として設定し、これに伴いまして、港南中学校の通学区域をあおなみ小学校及び大手小学校の通学区域に改めるものでございます。大手小学校の通学路については変更ございません。

あおなみ小学校は現在の稲永小学校校舎を利用して、令和9年4月に開校する予定でございますので、本件の施行日は令和9年4月1日とさせていただきます。

以上、第47号議案につきまして、ご説明させていただきました。ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご質問ご意見があればお願いします。

(鎌田委員)

大手小学校場所が記載されていないんですが、私が見つけられないだけですか。

(鈴木総務部主幹)

そうですね。港南中と書かれたところの北側のところが大手小学校の区域になっております。この図にはおっしゃるとおり入っておりません。

(鎌田委員)

記録上は何か書いておいていただいた方がわかりやすいかなと思います。

(坪田教育長)

これ避難所とか防災機能の面ではうまく調整されてるんですけど。後利用も含めて。

(鈴木総務部主幹)

野跡小学校の方が小学校ではなくなるんですけども、現在防災危機管理局が、港防災センターの移転先として検討するということで、調査をして港防災センター、新しいものとして使っていくことを検討するということで聞いております。

(中谷委員)

ちょっと常識的なことでなんなんですが、この地域が自分がわずかに行ったことがあることでは、あまり居住されてる方が南の方にはいないのかなという住宅があるのかどうかと思うんですが、この両校合わせた通学区域はどこまでを指しているのかって、分かりづらくて。この下の部分はようになってるんでしょうか。海の部分というか。

(鈴木総務部主幹)

今こちらにですね掲げてある白い部分、陸地がすべて学区ということになることになっております。ただ、委員ご指摘のとおり、この参考図で言いますと「ニチハ工場」という文字が汐止町の上にあると思うんですが、「ニチハ工場」ここから南側が工業地域に用途指定されておりまして、現在住居として使われている部分がございませんので、ここから南の方は居住がないということでご理解いただきたいと思います。

また、右側の名古屋市港区と書かれている部分から斜めに上がるエリアも同じく工業地域になっておりまして、住居はないというか、工場であったり倉庫であったりというような地域になっております。

(中谷委員)

この潮風町というのが全部そうだということですね。

この工場より上のところで稲永公園とか野跡とこう書かれているところは、団地があったりしたのってこの辺でしたかね。

(鈴木総務部主幹)

まさにこの野跡（三）と書いてある部分にも集合住宅がたくさんありますし、

その上もですね、集合住宅が市営住宅としてございます。

（中谷委員）

だとするとそこの方にはもうかなり不便になるという、野跡小をあてにしておられた方は。

（鈴木総務部主幹）

そうですね。ただ、稲永小学校の位置が、北の方にありますが、歩いて15分もかからない程の野跡小と稲永小の距離でございますので、すごく近かったのが、距離としては倍にはなりますけれども、通学の不便ということでの不満ということは聞かれていないというところございます。

（中谷委員）

野跡の集合住宅のところで居住されてる方っていうのは外国ルーツの方とか家庭とかもおられるのかなと思いますが、これからの居住の見通しみたいのはなかなか立ちにくいのかなと思う一方で、必ずご家族で入られる方も外国の方もおられるということだと思うんですが、それに関わって何か注意すべき点っていうかこれからの問題っていうか、何か調整が必要なことはありそうなんではないか。

（鈴木総務部主幹）

野跡小学校では10か国以上の多国籍の児童が在籍しております。中でも配慮としては、ムスリムの方、イスラム教徒のお子さまについては、そういったお祈りができるようなスペースを空き教室を利用して、設けてあったりといったことをしております。

統合後あおなみ小学校でもそういったスペースを設けるような形で準備を進めているところでございます。

（中谷委員）

すごく地域性のある、かつ大事な情報だと思うので共有していただいてありがとうございます。

（坪田教育長）

それではよろしいでしょうか。ご意見もないようですので日程第17「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について」につきましては原案通り承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認めそのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第18「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について」を議題としますので事務局の説明をお願いします。

(酒井教育環境整備課長)

次は48号議案になります。ご覧ください。

本件は、令和8年4月に開校予定であります上志段味中学校の通学区域の設定及び志段味中学校の通学区域の変更を行うものでございます。

この辺りでは、大規模な土地区画整理事業を進めておりまして、志段味中学校の生徒数は年々増加しております。今後は大規模校になることも見込まれておりますので、分離新設校として、上志段味中学校の整備を予定しているところでございます。

参考図をご覧ください。中学校の通学区域につきましては、小学校の通学区域を単位に設定することとしております。現在の志段味中学校の通学区域は、志段味東小学校、それから下志段味小学校、上志段味小学校の3小1中とする通学区域となっております。

分離新設校の開校にあたりましては、上志段味中学校と志段味中学校の両方が適正な学校規模となることを踏まえ、通学区域の検討を行って参りました。参考図2ページ目「野添川」という表記がございますが、こちらを境としまして、東西に志段味東小学校と上志段味小学校の通学区域を設定してございます。

令和3年4月に上志段味中学校を開校いたしまして、区画整理事業に伴いましてこの地域の児童生徒数の増加は顕著な状況にございます。こうした状況を踏まえまして、分離新設後の通学区域につきましては、上志段味中学校の通学区域を上志段味小学校とする1小1中。志段味中学校の通学区域を志段味東小学校及び下志段味小学校の2小1中とする通学区域とすることが適当であると考えてございます。

なお、この通学区域の分離案につきましては、地域の関係者においてご協議いただき、その結論をいただいて、それを踏まえたものであることを申し上げます。

施行日といたしましては、上志段味中学校が開校する見込みの令和8年4月1日を予定してございます。

以上48号議案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりしましたので、ご質問ご意見があればお願いします。

(鎌田委員)

1 つよろしいですか。これ令和 8 年の 4 月 1 日からということですが、今ここで上げるってことはこれから中学校の新設、建設に入るため、そのために必要だということですかね。これはいつごろ諮られることになるんでしょう。

(酒井教育環境整備課長)

新しく作ります上志段味中学校でございますけれども、今年度令和 5 年度まで設計を行ってございました。令和 6 年度の新しい予算で工事の予算が計上されてまして、6、7 で工事をして、年度に開校とこういうスケジューリングになっております。

そのために、例えば国庫補助をいただくですとか、そういったことも必要になってございますので、通学区域を決めておきたいということでございます。

(鎌田委員)

これはもう業者は決まって入札が終わっている訳ですか。

(酒井教育環境整備課長)

業者につきましては、今後入札を行っていくところでございます。

(坪田教育長)

こちらは子どもの数が増えるところの、結構全国でも珍しい話で、この辺の事情に詳しい方がするとちょっと入り組んでいる感じはしますが、これも地元といろいろ今調整をした結果としてこのような通学範囲とか、進学先になっているということでございます。

では、日程第18「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について」につきましては、原案通り承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

引き続き日程第19に移りますので職員の入替えをお願いします。

それでは、これより日程第19「名古屋市学校における働き方改革プランの策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(伊藤新しい学校づくり推進部主幹)

第49号議案「名古屋市学校における働き方改革プランの策定について」ご説明をいたします。

11月定例会でご協議をいただきました本件につきまして、12月5日の名古屋市議会での所管事務調査、そして12月から1月にかけて実施いたしましたパブリックコメントを経まして、この度プランを策定するものでございます。

お手元の参考と書かせていただきました資料が、パブリックコメントの内容でございます。1枚跳ねていただきまして、2ページ実施の概要でございますが、提出者16名の方から意見総数53件のご意見をいただきました。

前回、11月にご協議いただきましたものから変更いたしました点として、2点ご説明をさせていただきたいと思っております。

1点目は、成果指標でございます。プランの方の28ページをご覧ください。

「(1) 長時間勤務の是正」でございます。上の紺色の表の2つ目の指標でございますが、11月定例会におきましては、「心身ともにいきいきと働くことができている」と感じている教職員の割合としておりましたが、ご協議いただきました点も踏まえて、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれている」と感じている教職員の割合とするなど、指標を変更いたしております。

また、この指標と、下の「(2) 組織力の向上」、オレンジ色の表でございますが、こちらの3つの指標につきましては、例年1月を定点といたしまして、教職員へのアンケート調査を実施し、現状把握することを想定しておりましたことから、11月定例会では調査予定と表記しておりましたが、今年度1月にアンケート調査を実施し、その集計結果を掲載いたしております。

目標値でございますが、「(2) 組織力の向上」に関する3つの指標につきましては、5割台から7割台まで現状に幅はございますが、私どもといたしましては、どの指標も同程度に重要であると考えておりますことから、3つの指標の目標、これを8割にそろえまして設定をいたしました。

また、上の表のワークライフバランスに関する指標につきましては、該当する教職員個人の事情が、結果に影響を与えることが考えられますので、こちらの方目標を7割といたしております。

続く29ページをご覧ください。事前のご説明でご指摘いただきました点も踏まえまして、成果指標とともに、この働き方改革を推進するために、学校の状況を把握する関連項目としまして、1つ目に「教育委員会の取組により働き方改革が進んでいる」と感じている教職員の割合、2つ目に「職場では、個々の教職員の業務量の見直しや働きやすくなるための配慮が行われている」と感じている教職員の割合を掲げさせていただいてございます。

変更点の2点目でございます。パブリックコメント参考資料の方をご覧ください。こちらはパブリックコメントによる市民の方の意見を受けて修正した件でございます。

3 ページをご覧くださいきたきたく存じます。中ほどに、「②学校業務の見直し・改善に関すること」とございます。この1つ目の意見にあります、4時間授業日の設定に係る他部局との調整につきまして、それから2つ目の意見にございます「幼稚園における働き方改革の推進」、この2つの意見を踏まえまして、計画を一部修正いたしております。

計画の方に戻っていただきまして、14ページをお願いいたします。「① 4時間授業日の設定・日課表の見直し等の推進」でございます。取り組み内容の説明の中2段落目でございますが、推進にあたっては、関係部署とも調整を図るとともに、保護者や地域の方々の理解と協力のもとで進められるよう取り組みますとの文言を加えました。

また、続く15ページに幼稚園の取り組みの方も掲載をいたしております。ご覧いただきたいと存じます。

私ども教育委員会といたしまして、令和6年度以降、この本プランに基づき、教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築するとともに、子どもの学びの充実に向けた働き方改革を推進して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご質問ご意見があればお願いします。

(鎌田委員)

こういう流れでいいんだろうと思うんですけども、その前に教育委員会の中の働き方改革、これがまず最初にあってですね、自分たちが自ら変わってかないで、なんだもう他のことを変わりましたねといえるんでしょうかと。もうこれ細かいところの積み重ねになってくるだろうというふうに思います。

この教育委員会も誰がどこに座るとか、前にも指摘させていただきましたけども、これもうやり方があるでしょうし。あるいはこの出席を要請しましてメールが来るんですが、その時に駐車場何番ですといちいち書いていただいているんですけど、これ一人一人書くんじゃないんですね。これが30人、50人いると、いや、余計そうかもしれませんが。5人だから、一人一人対応できるってことなのかもしれせんけども。5人に対してですね、出席要請します、で実際出席される場合には、あなたは何番と、1枚に書いてですね、もう両方で皆さんに送れば済むでしょうし。細かい話を積み重ねになるんですけども。

何か今できればですね、そういう皆さんは多分、この教育委員会語といいますか、教育語っていうか、市役所語っていうかそういう言葉を喋っていると思うんですね。民間は民間語、うちでいいですと外食語で喋っている訳ですが、やはり民間に職員の方に来ていただいてですね、それで民間の考え方というものも学んで帰ってきて、それでその改善につなげていくとかっていうこともあ

るかもしれませんが、今日は昨日の延長、明日も今日の延長ということになりますとですね、どうしても空気が澱んでくると。そうすると、当然のことだよなというふうに思ってしまうことの積み重ねで、例えば、今回のような事件といますかそういったことも、もう繋がってくるのかもしれないというふうに思われますので、どんどん空気を入れ替えて、それからまた、教育委員会の事務局のメンバーは何年で異動するんですか、その際に、どこから来ていただくんですかそれはどういう何か手続きを経て、そういうスクリーニングを経てくるんですかというふうなことにしてもっと明らかにしてですね。私はもう教育の現場がいいです、そういう方もいらっしゃるでしょうし。たまにはね、教育委員会で働きたいんですけど、そういう方もいらっしゃるでしょうけど。これを一本釣りかどうか知りませんが、そろそろこっちきたらどうですかというようにことをやってるのか、それとももうちゃんと公示してですね、やっているのかとか、そういうことも含めて、とにかく透明性、公平性といいますかね、そういったことを担保して、後しかもなるべく仕事を楽にしていこうというふうなことに繋がっていったらいいなと。

それはまた別のあれですけど、いじめ問題でですね、せっかく他の国でフランスがああいうふうな状況になってる訳ですけど。そうすると、いじめると大変なことになるなと。その後、どういう問題がフランスで起こっているんですかと調べるとか、結局、ああいう自死の問題が起きてしまった場合に、その後大変で、結局その組織防衛、どこの教育委員会もですね、みんな組織防衛に走ってるというかそういう形で言っていて、仲間を守る組織を守るというふうなことで、この被害者の親御さんに寄り添ってないという印象をどうしても受けてしまうんですね。それをですねそれでまた訴えられて、そしてまたそれでみんながその対応していくと。こんな無駄な話じゃなくてですね、その被害者の親御さんが 100 文句言ってきたらですね、言葉悪いですけど、100 問題点を指摘されたらですね、110 ぐらいの対応をして、それで教育委員会とよくうちのことを考えてくださってんだと、ありがとうございます。いい学校システムにいたんだなというふうに思っていていただいて、おしまい。まず、起こらないことが一番いいんですけども、何か対応はですね、今のままでいいのかと。考え方、発想を変えていかなければいけないんじゃないかと。そのためには先ほどの話に戻りますけども、もう少し民間でですね、民間の空気を吸ってきていただくというのも 1 つの方法かなというふうに思います以上です。

(坪田教育長)

ありがとうございます。是非、教育委員の皆さまの会社で経験させていただくのがまずできたらと思うぐらいですけど、市役所全体では民間の会社と交流プログラムがあって、今回教育委員会の職員も参加するので、仕事のやり方の新しい空気を吹き込んでもらうことができたらいいなと思いますし、民間の

方にも仕事のやり方を見てもらってっていうので、事務局に入ってもらおうとかね。そういうことも両方双方向でやってもらったり、あるいはこれからもう教育委員の皆さまには、もっとさらにこれまでよりもじっくりとちょっといろいろな仕事を見てもらって、様々なご指摘をさらに受けとめられるようにする機会を作るとか、いろんなことをやっぱりやっていかないと。人事行政だけじゃなくて、色んな仕事のやり方、お気づきの事がありましたら、教育委員への連絡調整のやり方も含めて、多分もう全員が引き継いでこの通りやるんだっていうことで皆さんやってるんで。そこへの工夫っていうか気づきそういうやっぱり言われて初めて考えるってところありますので、私も気づいたら言うようにしてまずけれども、ぜひ教育委員の皆さまのお力をお借りしたいと思います。

（西淵委員）

今非常に大切な議論だったので、そういうことが必要だなと私も思いました。

私ちょっと些末なことと思うんですけど、23ページに学校運営サポーターなどボランティアの活用というのがありますけど、今呼び名がスクールサポートスタッフはどうなっているのかなと。学校に色々なボランティアが、全く位置付けのないものが例えば健康診断やるから、学生の人達をそこにお手伝いできてくださいうことが大学間の依頼があって、各学校から要請があってやられているとか。あるいは運動会があるので、人手が足りないから来てくださいうようなことがあって、学生も勉強になることもあるもんですから、積極的に行かせるように大学はしてると思うんですけども。その位置付けが全くないと、外へ出てって授業をやる時には傷害保険とかそういうのがあるけれども、何の位置付けもないところでそういうことやられてるってことがかなりたくさんあるんですよね実は。交通費も出ないボランティアだから、手弁当で学生は行くとか、あるいはあるものは1300円出るとか。色んなものがあって、ちょっとわかりにくいっていうかそこんところのこの運営などって書いてあるんだけど、これ色々あるのかなあというのがちょっと整理して、今分かれば教えてください。

それが1つと、いわゆる学校に入り込む外部の人、大人も含めてどんなふうな種類があって何をやられてて、それ以外に教育委員会って本当把握してるのかなということが、あるのでちょっとそれは気をつけたほうがいいかなと思います。

それからもう1つは、学校へ5時ぐらいに電話すると、もう今ほとんど電話繋がらないところが多い。これはいいことではあるけど、何のコールもないんですよ。会社だと時間外になりましたので、例えば子どもが緊急の時はどここへ、例えば教育委員会へ、それだと教育委員会の業務が多くなっちゃうから鎌田先生の意見と反しちゃうんですけど、何らかそういうサポートデスクみたいなものがあって、校長先生に連絡できるようになつとるとか何かないといかんの

じゃないかなっていう気がするものですから、そういうのはどういうふうにお考えなんでしょうかねということ。

ちょっと細かい点で2点申し訳ないですけど教えてもらえたら。

(伊藤新しい学校づくり推進部主幹)

先ほどスクールサポートスタッフという言葉も出ましたが、19ページの一番下にスクールサポートスタッフということ自体は別に掲げさせていただいておりまして、23ページの「③⑩ 学校運営サポーターなどボランティアの活用」という教職員課がやっております登録してのボランティアのみを指しているということでございます。

おっしゃられるように色んな形で、例えばPTAというような立場とかも含めてですね、あるいは地域の方がされておるようなそういったものも様々あると思います。全体というところではまだ私どもちょっと整理ができてはいるんですけども、そういった保護者地域との連携も深めるということもこのプランの中の大きな1つの柱となります。

もう1点、電話が繋がらない場合の緊急時のサポートデスクのような、そういうお話をいただきました。私どもも時間外の電話等の対応をなるべく抑制といいますか、先生の働き方改革のために取り組むようにというような呼びかけは、14ページの「① 4時間授業日の設定・日課表の見直し等の推進」ということで、保護者の皆さまに今年度配布するように、学校の方をお願いをさせていただいた文書でございますが、右下のところに時間外の電話対応等ということですね、保護者の方にはお呼びかけをさせていただきながら、夕方もそうですし、朝も例えば8時とか場合によっては8時15分以降の電話対応が基本となるようにというような考え方でお示しをしてます。このチラシ自体は、保護者の方のみでなくて、地域の方も含めて幅広く周知していただくようには、お願いはさせていただいているところでございます。緊急時のというようなところも含めて、検討していくべきではないかというようなこともございますけれども、今のところはこういった形で学校から保護者の方にご理解を求めさせていただいているところでございます。

(大川新しい学校づくり推進部長)

今のちょっと補足で、学校運営サポーターについてですけども、以前は謝礼を払っておりました。今は謝礼の方はありませんが、代わりに保険はかけるというふうにしておりますので、ご指摘のようにせつかく学校に来ていただいてあるいはお手伝いいただいて、万が一怪我をされたときに何も保証がないということではいけませんから、学校の方も事前に把握して、登録していただいた方は保険の範囲に入るようにということで、私どももなるべく幅広くご協力いただく方は、保険に入って運営サポーターとして登録して、保険に入ってい

ただいて学校のボランティアしていただくようにってということで進めておりますが、地域PTAの方はかなり入っていただいていると思うんですけども、学生の方はどこまでっていうのはちょっと全部把握できるとしてないところありますので、その辺りは今後情報収集等、そして適切に運営サポーターに位置づけることが必要だと思いますので、そこを考えていきたいと思っております。

(西淵委員)

わかりました。19ページのこのスクールサポートスタッフっていうのは謝金が出ますか。

(伊藤新しい学校づくり推進部主幹)

はい。こちらの方は会計年度任用職員として任用しております。

(西淵委員)

何か同じようなもので片方は謝金が出てもう片方は出ないというのは、何か目的はきちっとなってるんだらうけど、相手目線でやっぱりさっきの話じゃないですけど見てあげることが大事で、同じ人がちょこっとうこういうところ行ったらお金でなくて、片方は交通費も何も出なくてっていうことで、そういうことを抜きにしてやらないかんって言われりゃまあそれはそれかなと思いますけども、ちょっとそういう学生なら学生目線で聞いたときに、一体どの業務なのかと、名前はよく似てるけどどれなのかってわかりにくいもんで、一括するとわかりやすいかなと思いますね。

それから、確かに保護者には協力を求めているんだけど、本当に緊急の時、これは色々あるだらうけれども、学校の方と連絡したい時、それが繋がらんっていうのは非常に危機管理上まずい。協力を仰ぐっていうだけの話じゃないんで、そこはやっぱりどうしても緊急で連絡しなかん時は、こういうホットラインがありますということがやっぱりないと。逆に、安心して先生方が定時に帰るということができないんじゃないかなと思っちゃうんです。だから協力して理解していただくことはいいんですけども、やっぱりそのフォローっていうかサポートは打つとかないかんというふうに思いますので、その辺はやっぱり、協力を仰ぐだけじゃなくて検討していく必要があるんじゃないかな、そのことが、働き方改革を推進することにもなるんだらうというふうに思いますので、ぜひまた今後検討していただけるとありがたいです。以上です。

(山本委員)

今、西淵委員がおっしゃったこと本当にそうだと思います。

保護者からすると、学校の帰り道であればこの時間に間に合うんだと思うんです。やっぱり、学校関係ない時間かもしれないですけど、地域で何か変質者

が出たとか、ナイフを持った人が出たとか、最近結構あるので、そのときに、学校に知らせることができて、例えば、学校から絆ネットで情報がいくようなシステムがあれば、二次被害を防ぐことができると思うので。保護者の方も協力して、今日先生に忘れ物を聞かなきゃっていうのは電話しちゃう駄目ですよって言っても、大事な時には電話してもいいですよっていうのは、絶対あるべきだと思います。

この間もちょっと言ったんですけど、この働き方改革をすることによって、誰に向けてやっているのかっていうのがすごく私は疑問で。今働いている教員の方たちが楽になるためだけにやっているのか、今教員不足の中、魅力ある学校っていうのを知ることができて、そして教員を増やそうという方向に持っていくためにこれを行っているのかっていうのが、少なくともこれを見ている限りでは、現在働いている教員の仕事を楽にしましょうっていうことしか見えないうんですよね。一般的に見て、それも大切だと思うけれども、夏休みを上手に活用して色んな働き方ができるっていう。夏休みを休む代わりにこっちでは、ちょっと超過しても働くとか。何かもっと魅力のあることをすることによって、そういう働き方をしたい人が入ってくるとか、なんか考え方がちょっと違うんじゃないかなって。一般企業だと、今は週3日休みたい人は休んでもいいんですよね、企業によって違いますけど。その代わり給料減ります、その代わり残業やる人たちは、36協定以内の残業は付けられます。そういう自由な働き方っていうのを求めているような気がするけど、何かここは楽になるためだけの働き方というか、現在だけではなく、未来の人たちのため働き方改革を実施できると良いかなと思います。

また、これのパブリックコメントですかね、どこにどういうふうな発信の仕方をしたのか分からないんですけど。まず、コメント返ってくるのが少ないっていうことと、教員の方たちが一般と言いながら意見を言い切れるっていうようなことが多いと思うんですけど、この働き方プランができた後の発信の仕方っていうのも、すごく一般の人たちがもっと見やすいようにできるといいんじゃないかと思います。この間日曜日にグローバルエデュケーション講演っていうのをやらせていただいて、名古屋市教育館でやったんですけど。その施設に入ったときに、手づくりで職員の方が色々やっていて、すごい楽しそうな場所で、何かちょっとワクワクしちゃうんです、子どもの気分のように。講演させていただいたんですけど、子どもたち6人しか来てなくて、すごいショックを受けたんです。私も月曜日から土曜日まで働いているので、大事な日曜日だったんですけど、でも子ども達のために行ってるのに6人しかいなかった。でも、それは私に魅力がないのかもしれないし、仕方がないと思ったんですけど、職員の方と話したら、これは名古屋市立の学校の子達しか駄目なんですと。大人の方とか、県とか、例えばフリースクールとかそういう子たちは参加できないんですっておっしゃるんですね。私はびっくりして、フリース

クールの子たちなんかは、本当は勉強したいけど、学校には行けなかったいけないっていう形でもしかしたらその中に、もっと世界を目指してる子達がいるかもしれないので、その子達には機会は与えません。市立じゃないから、っていうもうそこにはちょっと驚いて。名古屋市の子どもたちのために、やるのであれば、もっと広く、柔軟にやっていいんじゃないかなっていうふうに思っ。今回のグローバルエデュケーション講演だけに限らないと思うので、もう少しこうやっぱり、だからお役所仕事ねって言われないうような、柔軟な考え方を持てると本当にもっといい世の中になるんじゃないかなっていうのをすごい感じました。感想になっちゃいますけど、以上です。

(栗生委員)

先生の長時間労働の要因分析の中に、学年費、給食費等の徴収金に係る業務ってデータでも出ていますが、以前の確か教育委員会でも、給食費等の無償化っていうのは先生の一番手間がかかっている徴収を無くしたいからっていう要因もあったかなと思うんですが、ただ他府県の事例見てみると結構こうやって、LINE Payとかエンペイみたいな一括集金サービスで、それこそデジタル化している市町村もあるみたいなんですけども、この辺り、名古屋市の中でも検討されているのかなと。多分、保護者からしても現金でおつりないように封筒に入れるってすごい手間だと思っていて、名古屋市既にLINEでの情報公開が保護者の中にも入っているの、これもしできればすごく先生も保護者も学校の教育委員会のこういう徴収管理も含めてすごく楽になるんじゃないかなと思って、今の現状とか検討状況を教えていただきたいです。

(伊藤新しい学校づくり推進部主幹)

学校徴収金につきましては、栗生委員ご指摘いただきましたように、負担感が多い、あるいは改善の余地があるというようなご意見が大変多く聞かせていただいております。

15ページ「② 学校徴収金システムの導入」ということで掲げさせていただいております、この働き方改革プランの中では、ぜひ徴収金システムの導入を進めて参りたいということで、書かせていただいておりますように、統一のシステム導入を目指して参りたいと思っております。併せて決済方法ですね、先ほどLINE Payとかエンペイとかというお話ございました。他都市の状況も色々調べさせていただいているところではあるんですけれども、やはりこういった電子通貨ですとか、カード決済なんかをする場合のこの決済手数料の問題等も、やはり新たに発生してくるというふうなことも今後あわせて検討していかなければいけないかなというふうに今捉えているところでございます。

今年度こちらの方、予算の方にも認めていただきまして、具体的な仕様の方を検討、作成して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い

したいと存じます。

(粟生委員)

手数料問題も他府県同じようによく議会事例で出ていたので、なので他府県ではある金融機関と提携するとか色んなやり方あるみたいなので、課題を解決するところを参考に、ぜひ早めの導入を検討ください。お願いします。

(伊藤新しい学校づくり推進部主幹)

すみません。補足でございますが、18ページ「⑪ 中学校スクールランチ予約システムの導入」の方は、直接保護者の方が決済できるような形も今検討し進めつつありますのでこういったことも参考にしながら、検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

(中谷委員)

それぞれの委員の皆さんからのご指摘、すごく大事なところだなと思って伺っていて、共通するのは何ていうか、学校や教育委員会が開かれた組織となっていて情報的なやり取りもそうですし、スタッフの扱いについてもそうですし、やっぱ公正性とか透明性を高めていくことが大事でそれには情報発信とか、情報の共有ってことが大事なのかなと。

自分はもう長らく朝旗当番に立っていますし、PTAもある程度の期間やっていますし、そういう地域の貢献っていうのは形にならない。一方で、皆さんお忙しい中でそこを割いておられるっていうことをきちんと保護者もコミットしてるということをこの機会に可視化することで、学校へのコミットも高まるのかなというふうに思いますので、位置付けということをお願いいただくのは必要かなと。PTAはPTAさんでっていうんじゃなくて、きちんと引き受けていただく。

もう1つは、山本委員からお話があったところが、私もちょっと考えていたところで、1つは今日長時間労働の是正っていうことが目標の1つ目ではあると思うんですが、2つ目には本市教員ならではの魅力的な働き方ができるかっていう、その2段階になっている話であって、この組織力の向上はどちらかというと2番目に関わってるんじゃないかと自分は思って伺ってきたんですねこの間。なので、その組織力の得点が高いから働き方改革が是正されるとはあまり考えないですね。すごくコミットしてるから長くなることはやっぱり大いにあるだろうなというふうに思うんです。

そのために、関連項目ってのは大事なので、こういうふうに明示していただくのは必要かなとやっぱり意味が大きいかなと思うんですが、ちなみにこの関連項目は別にその目標値があるものではないんですが、どれぐらいが望ましいというふうに思われますかっていうのをちょっと伺いたい。

(伊藤新しい学校づくり推進部主幹)

実はですね、この指標の設定も中谷委員にもご相談させていただきながら、検討させていただきました。上の「教育委員会の取組により働き方改革が進んでいる」と感じている教職員の割合に記載していただくような欄の中には、教育委員会の取り組みがどのようなものなのか、よくわからないんだけど、学校でいろんな変化があり少しずつ働き方が改善して、学校の取組と教育委員会の取組というところの違いが少し、現場の先生方にとっては差別化できてないというか、併せて私たちの働き方が変わっていくと、そんな実感を持って見る方もございました。

それから、下の「職場では、個々の教職員の業務量の見直しや働きやすくなるための配慮が行われている」と感じている教職員の割合、こちらにつきましても今50%を割っている状況でございますので、やはりいわゆる成果指標として設定させていただきました、70%とか80%が目指していけたらいいなと思いつつながら、これは具体的に実効性のある具体的な取り組みといいますか、事業を進めてこそ数値が上がるものだと思っておりますので、この前の14ページ以降に掲げさせていただいております、それぞれの事業これを教育委員会全体で着実に進めていくことが大事だというふうに思っております。

学校の関係で申し上げますと、24ページから学校の主体的な取り組みということで、学校それぞれが取り組むような「かいぜんプロジェクト」の実践校ということで、先導的にプロジェクトを進める学校。それから、25ページの各学校の取り組みというところでは、この先導的なプロジェクトに関わる学校の色んな実践例を踏まえて、それぞれの学校が取り組んでいけるような項目なども具体的に示しながら、それぞれの現場での働き方改革、業務改善の取り組みを進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

(中谷委員)

ありがとうございます。この教育委員会のっていうのは、学校及び学校のとつけても全然差し支えないわけで。少なくとも、教育委員会にそういうことがメンションされている、意識されているっていうことがきちんと学校教員に皆さんに伝わるのが大事かなと思うので、多分学校がと付けても付けなくても回答はそれほど変わらないのかなと。

一方で、下の方は学校のことになるので、2つの組織が働き方改革にコミットしてるっていうことの指標を得ることは、自戒というかこちらを振り返る意味では非常に大事じゃないかと。その上でやっぱり7、8割ぐらいはそれが肯定されてないと、やっぱりなかなかそうはならないだろうなと。

それはあくまで長時間労働の是正の部分で、本来の目標である魅力ある働き方という意味では、先ほど山本委員が言われたように、週4常勤とか実際にもっと具体的な働き方提案するのは、この中に次のバージョンに入っていないと

いけないものだと思うので。先生がより魅力的に働ける、だから民間よりも給与面で多少落ちていてもいいとかですね。我々大学教員は裁量労働なんですね、なのでいくら労働しても給料同じなんです。だけど、教員の方はそれにみなしっていかのように、雇用がされてきたっていうのが実態と制度が合っていないってことだと思うんですね。あの先生はあんな楽して、私はこれだけ頑張っているのってことになるので、やっぱりその時間の管理ってのは常識的にやっぱ大事なことで、結局それは教員だからどういう働き方ができるとかですね、そういう制度の週3常勤、週4常勤みたいな形で柔軟に働ける、特にやっぱり免許を持っておられるけど、家庭におられるという方をもっと職場に関心を持っていただくような形にできるような具体的な制度を目標にしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

(坪田教育長)

先ほど山本委員からもありましたけど、これ時間的余裕ができてどうするのっていうところの世の中への伝わり方が大事だと思っていて。やっぱり、教員でしかできない仕事っていうのは、授業ですよ。翌日以降の授業をどれだけ魅力的なものにできるか、そして詰まりやすい単元って必ずあるじゃないですか。ここで引っかけると数学算数がちょっと苦手になっちゃうみたいな。そのときに、去年の子どもにはこうしたけど、今年の子どもの状況はまた違う訳なので、その状況とか色々学力の状況とか課題を見て、工夫しないといけないなと。ちょっと違ったやり方をしようっていう時のために、この放課後の少し余裕が出た時間を使って欲しいと思っていたり、いじめの対応も、これまではカウンセラーさんをお願いとやっていたのも、例えば担任も一緒に入ってこれ聞いたほうがいくなっていう時間に使うとか。何かそういうふうにもどう有効に使うかってよく子どもに向き合う時間を増やすだけって抽象的なスローガンで言ってきたけど、その中身は何なんだっていうところをはっきりやっておいて、先生が放課後忙しいんだったら塾に行くしかないと思ってた子が、先生にとことん習えばいいんだってことになってくれて、塾に行かなくても済む公立学校義務教育を実現できるとか。そのくらいのメッセージを発信できるとみんながもっと応援したくなる、もっと人も増やすべきだなどと好循環になる気がするんです。

後は年間を通じたメリハリとかね。これやってる自治体もありますよね。夏休み本当にドンと休んでいいからってことで、全体で変形労働時間制にすると。本当にいろんな工夫が他にもあると思うので、先生の魅力を増しつつ、公立学校義務教育の信頼も増していくみたいな。何かそういう意図を追って欲しいなという。もちろん元々の発想過労死ラインを超えていることなんておかしいということなんでそれはもう絶対的にやらなくちゃいけないことですけどとふうなことでございます。

これはまた議論が続いていかないとこれで終わりじゃない話ですね。これからはむしろスタートかもしれないんで、また運用を皆さん来年度見ていただきたいと思っております。ということで、原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認めさせていただきます。

それでは日程第20に移りますので職員の入替えをお願いします。

ここからの議題は非公開となりますので傍聴人の方はご退席願えればと思います。よろしくお願いします。

日程第20から第22は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後 0 時 5 分終了